

廃棄物処理法施行令が閣議決定

環境省 収運業許可合理化で事務連絡

廃棄物処理法施行令の改正が先月17日に閣議決定した。今回の施行令改正は廃棄物処理法の改正が成立したのを受け、改正法の施行期日を定めるとともに、廃棄物処理法施行令の一部を改めるもの。改正法の施行期日は4月1日。また、環境省では今回の施行令改正のうち、混乱が予想される産業廃棄物収集運搬業許可の合理化について、正しい理解を求めるため都道府県・政令市の廃棄物行政に対し事務連絡を行った。

今回の政令改正の内容は、①優良な産業廃棄物業者の許可の有効期間を7年とする②法改正で設けられた熱回収施設設置者認定制度に廃棄物の処分基準を定める③1の政令市を越えて収集運搬を行う場合は都道府県の許可を受け、④廃石綿等の埋め立てで固型化等の措置を講じた上で2重梱包することを義務付ける――の4点。

このうち収集運搬業許可の合理化は、自治体の廃棄物行政に大きく影響を与えるため、環境省では廃棄物主幹部局長宛に事務連絡を実施。改正内容を説明し、様々なケースに対する対応を示した。例えば、「収集運搬車がA県内ではb市のみ、D県内ではe市のみで収集運搬を行う場合はb市とe市の許可が必要となる」、「1の政令市の区域を越えて収集運搬を行う業者が、同一政令市内のみで積み下ろす行為はA県の許可のみで足りる」などと解説している。